

日本 AEM 学会功労賞規程

第1章 総則

- 第1条 本会に日本 AEM 学会功績賞（以下「本賞」という）を設ける。
- 第2条 本賞は、MAGDA コンファレンス、電磁力関連のダイナミクスシンポジウムなどの日本 AEM 学会主催の学術講演会の開催に多大なる貢献をされた会員に、その努力と精進に報いるとともに、旺盛な研究意欲を高揚させることを目的として贈賞する。
- 第3条 受賞候補者は日本 AEM 学会会員である者とする。
- 第4条 贈賞に値する人物がないときは、その年度に贈賞しない。
- 第5条 同一人が再受賞することは、差し支えないものとする。

第2章 審査委員会

- 第6条 本会に、日本 AEM 学会功績賞および日本 AEM 学会功労賞の審査を行う日本 AEM 学会功績・功労賞委員会（以下「審査委員会」という）を置く。
- 第7条 審査委員会委員長は、理事会の議決により、会長が指名する。
- 第8条 審査委員会の幹事および委員は、審査委員会委員長の審査により、会長が委嘱する。
- 第9条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする。
- 第10条 審査委員会の定足数は、委任状も含め、委員長、幹事を含む審査委員総数の3分の2とし、出席委員の過半数の同意を持って議決する。
 - 2. 賛否同数の場合は委員長が決定する。
- 第11条 審査手続きは、別に定める日本 AEM 学会功績・功労賞審査要領による。
- 第12条 審査委員会委員長は、毎年9月または10月の理事会に審査結果を報告する。

第3章 受賞者の決定

- 第13条 理事会は、審査委員会委員長の報告を受け、受賞者の決定をする。

第4章 表彰

- 第14条 贈賞は、毎年 MAGDA コンファレンスにおいて行うことを原則とする。
- 第15条 賞は、賞状および賞牌とする。

2013年12月2日 理事会承認

以上